

札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律施行条例等の一部を改正する条例案
令和6年（2024年）5月17日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律施行条例等の一部を改正する条例

（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行
条例の一部改正）

第1条 札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
施行条例（平成24年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第112条中「から第37条まで」を「、第36条、第37条第4項」に
改める。

（札幌市児童福祉法施行条例の一部改正）

第2条 札幌市児童福祉法施行条例（平成24年条例第62号）の一部を次の
ように改正する。

- (1) 第29条第1項中「次条第1項」を「第30条第1項」に改め、同条第
6項中「従事者」を「従業者」に改める。
- (2) 第105条第1項中「前条」を「前2条」に改める。
- (3) 第134条第2項第1号を次のように改める。

(1) 入所支援計画及び移行支援計画

（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行
条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
施行条例等の一部を改正する条例（令和6年条例第6号）の一部を次のよう
に改正する。

第1条のうち札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた

めの法律施行条例第5章中第7節を第8節とし、第6節の次に1節を加える改正規定中第305条の4に係る部分を次のように改める。

(従業者の配置の基準)

第305条の4 就労選択支援事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1

(2) 就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たる者として障害福祉サービス基準第61条の4第1項に規定する厚生労働大臣が定めるものをいう。第4項において同じ。） 就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上

2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労選択支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労選択支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

4 第1項第2号の就労選択支援員は、専ら当該就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める厚生労働省令の一部改正等に伴い、本市における当該基準を改めるため、本案を提出する。